

「医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）の作成等に対する執行支援委託」受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 医療局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、「医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）の作成等に対する執行支援委託」の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会要綱第10条第1項第4号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- （1）プロポーザルの実施に関する審査
 - ア 公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ プロポーザル関係書類提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- （2）受託候補者の特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価が適正に行われたことの確認
 - イ プロポーザル評価結果による受託候補者の特定
 - ウ プロポーザル評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料を添付したプロポーザル関係書類提出要請書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要・基本計画等
- （2）プロポーザルの手続
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) これまでの業務実績
 - (2) 本業務の実施体制
 - (3) 提案内容
 - (4) ワークライフバランスに関する取組
 - (5) 障害者雇用に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、医療分野におけるICT利活用ロードマップ(仮称)の作成等に対する執行支援委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) 提案者に対するヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 医療局総務課長
副委員長 医療局医療政策課長
委員 医療局医療政策課情報企画担当課長
委員 医療局病院経営本部人事課看護師キャリア支援担当課長
委員 医療局がん・疾病対策課在宅医療担当課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
 - 6 評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、評価基準の評価項目のうち、

以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。

- (1) 提案内容
 - (2) 本業務の実施体制
 - (3) (2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 7 委員長は、評価結果を医療局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 8 評価委員会は、非公開とする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。